

第 25 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 29 年 2 月 28 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局



## 第 25 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

### 目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議員辞職及び選挙結果の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第 1 号議案の審議の宣告	6
副広域連合長のあいさつ	7
第 2 号議案の審議の宣告	8
事務局長の議案概要説明	8
第 2 号議案の質疑、討論、採決	9
第 3 号議案の審議の宣告	9
事務局長の議案概要説明	9
第 3 号議案の質疑、討論、採決	10
第 4 号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	11
第 4 号議案の質疑、討論、採決	12
第 5 号議案の審議の宣告	12
事務局長の議案概要説明	12
第 5 号議案の質疑、討論、採決	13
第 6 号議案の審議の宣告	14
事務局長の議案概要説明	14
第 6 号議案の質疑、討論、採決	15
第 7 号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	16
第 7 号議案の質疑、討論、採決	16
第 8 号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第 8 号議案の質疑、討論、採決	21
広域連合長の閉会挨拶	21

閉会の宣告 .....	22
-------------	----

資 料

議案の送付について .....	23
-----------------	----

議決一覧 .....	24
------------	----



## 招 集 告 示

### 高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成29年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第25回定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月20日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

### 記

- 1 日 時 平成29年2月28日（火）  
午後2時00分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35  
高知県自治会館  
2階 研修室

---

### 議 員 席 次

- |      |         |     |          |     |         |
|------|---------|-----|----------|-----|---------|
| 1 番  | 板原 啓文 君 | 2 番 |          | 3 番 | 戸梶 眞幸 君 |
| 4 番  | 岡崎 利久 君 | 5 番 | 久保 八太雄 君 | 6 番 | 竹村 邦夫 君 |
| 7 番  | 村田 秀作 君 | 8 番 | 佐藤 徳治 君  | 9 番 | 尾崎 政廣 君 |
| 10 番 | 橋本 保 君  |     |          |     |         |
-

## 議事日程

平成29年2月28日 午後2時00分開議

- 第1 新議員の議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 提出議案の提案理由説明
- 第5 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第6 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8 第4号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9 第5号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第10 第6号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第11 第7号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第12 第8号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

出席議員

1 番 板原 啓文 君      3 番 戸梶 眞幸 君      4 番 岡崎 利久 君  
5 番 久保 八太雄 君      6 番 竹村 邦夫 君      7 番 村田 秀作 君  
8 番 佐藤 徳治 君      9 番 尾崎 政廣 君      10 番 橋本 保 君

---

説明のために出席した者

広域連合長      岡崎 誠也 君  
副広域連合長      池田 洋光 君  
代表監査委員      吉本 雅史 君  
会計管理者      佐竹 真紀 君  
事務局長      山中 宗司 君

---

議会事務局職員出席者

事務局次長      福原 扶慈子 君  
書記      岡林 智也 君      多田 大祐 君      山脇 智也 君

---

広域連合事務局職員出席者

事業課長      小川 幹夫 君  
事業課課長補佐      大原 章 君      石元 幸司 君  
事業課主任      谷田 達哉 君



◎開会の宣告

○議長（竹村邦夫君） それではただいまより、平成 29 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 25 回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後 2 時 00 分 開会

---

◎議員辞職及び選挙結果の報告

○議長（竹村邦夫君） まず、議員の改選のご報告をいたします。

昨年 10 月 6 日に任期満了になりました、大月町議会議員の中平順三議員の任期満了に伴う選挙により、日高村議会議員の尾崎政廣議員が当選されました。

また、本年 2 月 24 日に中土佐町の池田洋光議員が辞職となり、今後選挙の運びとなりますことをご報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（竹村邦夫君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布しております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと、認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

---

◎新議員の議席の指定

○議長（竹村邦夫君） これより日程に入ります。まず、日程第 1、新議員の議席の指定を行います。高知県後期高齢者医療広域連合議会 会議規則第 3 条に基づき、新たに議員となられました尾崎議員の議席は 9 番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第 89 条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、7 番 村田秀作議員、9 番 尾崎政廣議員のお二人の方にお願いたしますので、よろしく願いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第3、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月28日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

---

### ◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより日程第4、提出議案の提案理由説明に入ります。

1号議案から第8号議案までを一括議題といたします。  
広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第25回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関連する状況等につきまして、国の動向を含めまして申し上げます。

今般の医療保険制度改革により、制度の持続性を高めるための制度改正が平成30年度に予定されており、平成29年度から経過措置がなされることとなっております。後期高齢者医療制度におきましても、世代間及び世代内の負担の公平、負担能力に応じた負担といった観点から、高額療養費や保険料軽減特例などの見直しが示され、平成29年度から段階的に実施されようとしており、制度改正の周知や広報も重要となっております。

今般の医療保険制度改革で国民皆保険の中心となる国民健康保険制度につきましては、都道府県が平成30年度から財政運営の責任主体となりますので、半世紀ぶりの国保の大改革が予定されています。国保への国の財政支援の拡充については、平成29年度末までに国保運営基金に積む予定となっていた2000億円が現時点では1700億になっていますが、「穴が開いた形の300億円については、平成32年度までに間違いなく確保する」との総理大臣の約束をいただいております。

また、後期高齢者が多いといわれる療養病床の見直しについても新施設への転換の方向性が見えてきておりますので、心配されていた介護療養病床の直ちの廃止はなくなり、6年間の経過期間を設ける方針になっています。

全国的にみて後期高齢者の医療費は、通常の国保と比べて約3倍近く高くなっており、特に本県は1人あたり医療費が全国トップクラスとなっています。

当広域連合は、国の動向等を見据え、引き続き医療費の適正化に取り組み、保健事業実施計画に基づく保健事業の充実を図りながら、被保険者の方々ができる限り健康で過ごされ、病気になった時には安心して必要な医療を適切に受けることができるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会等とも連携して、国に対して積極的に意見を述べてまいります。

それでは以下、議案について説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、人事議案1件、条例議案3件、予算議案4件であります。

まず、第1号議案 副広域連合長の選任同意議案につきましては、昨年12月18日に岩崎憲郎氏の副広域連合長としての任期が満了となりましたので、新たに池田洋光氏を選任することについて、ご同意を求めるものであり、池田氏は副広域連合長として適任であると考えます。

第2号議案及び第3号議案については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、当広域連合の関連する条例を改正するものです。

第4号議案につきましては、保険料軽減特例の見直しについて改正を行うとともに、保険料の被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の改正を行うものです。

第5号議案の平成28年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、総額を5,772万7千円とするものです。

第6号議案の平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ250万円を減額し、総額1,440億9,845万3千円とするものです。

第7号議案の平成29年度一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連する予算であり、当初予算規模は対前年度比で1,052万2千円減の5,678万6千円とするものです。

第8号議案、平成29年度 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付に関する予算編成であり、医療費の伸びが引き続き見込まれることから、当初予算規模は、対前年度当初比で59億7,700万円増の1,466億円となっております。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、適切にご決定をお願いいたします。

---

### ◎第1号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） どうもありがとうございました。

それでは、これより、日程の第5、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合 副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

本議題は、平成28年12月18日付けで岩崎憲郎副広域連合長の任期が満了となっ

たことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うもので、書記の朗読は省略いたします。副広域連合長につきましては、池田 洋光中土佐町長を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（竹村邦夫君） では、お諮りします。

第1号議案につきましては、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（竹村邦夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、これより、第1号議案につきましては、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（竹村邦夫君） よって第1号議案は、原案に同意することに決定しました。

---

午後2時05分

◎休憩の宣告

○議長（竹村邦夫君） 暫時、休憩とします。

---

午後2時06分

◎再開の宣告

○議長（竹村邦夫君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎副広域連合長のあいさつ

○議長（竹村邦夫君） ただいま選任されました、池田洋光 副広域連合長にご挨拶をお願いいたします。

○副広域連合長（池田洋光君） 改めまして、みなさん、こんにちは。

中土佐町の池田でございます。就任にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご同意を賜り、高知県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任をいただき、誠にありがとうございます。

後期高齢者医療制度は、発足から10年目を迎え、制度としては安定してまいりましたが、被保険者数の増加に加え、病床数が多く1人あたりの医療費が高いことから、医療費の適正化や保健事業の推進など取り組むべき課題は数多くあります。今後、副広域連合長として、岡崎広域連合長を補佐し、この広域連合組織及び後期高齢者医療制度の円滑な運営に、力を尽くしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。大

変簡単でございますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### ◎第2号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第6、第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

---

### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案について、ご説明いたします。

議案及び説明書の3ページ及び定例会説明資料1ページをお願いします。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に関する法律の一部改正に伴い、当広域連合の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を見直すものです。

定例会説明資料7ページから12ページの新旧対照表で説明させていただきます。左が改正案、右が現行となっております、改正部分を下線で示しています。

まず7ページは、第9条、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子と、養子縁組里親に委託されている子を加える改正です。

続いて8ページから9ページには、第10条、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する内容ですが、対象となる子の範囲を広げたことにより、特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求をした職員及び養育里親についても、深夜勤務及び時間外勤務をさせてはならないといった内容になり、項番号についても整理する改正です。

10ページは、第13条、休暇の種類に介護時間を追加し、第17条、介護休暇には、介護の対象となる者を広げ、介護休業を分割取得できるようにするといった改正になり、項番号を整理しています。

11ページは、介護時間に関する条文を新設し、12ページは、病気休暇に介護時間を追加する改正です。第2号議案の説明は以上です。

---

◎第2号議案の質疑、討論、採決

- 議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（竹村邦夫君） 別段ないようでございますので、これにて、質疑は終了いたします。

- 議長（竹村邦夫君） つづきまして、討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。  
これより、第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。  
第2号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。  
よって、第2号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎第3号議案の審議の宣告

- 議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第7、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する議案」を審議いたします。  
書記の朗読は省略いたします。

---

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（竹村邦夫君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

- 議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案について、ご説明いたします。

議案及び説明書の 5 ページ及び定例会説明資料 1 ページをお願いします。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に関する法律の一部改正に伴い、当広域連合の育児休業等に関する条例を改正するものです。

定例会説明資料 13 ページから 15 ページの新旧対照表でご説明します。

まず 13 ページ及び 14 ページについては、育児休業の対象となる子の範囲を広げるため、引用元でございます、育児休業法第 2 条第 1 項の改正に伴い、子の対象範囲を広げ、新たに条文を整理、新設するものです。

続いて、15 ページ、部分休業の承認について、介護時間を追加する改正となります。説明は以上です。

---

### ◎第 3 号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それではこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） これにて、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第 3 号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 3 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

第 3 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第 3 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

#### ◎第4号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第8、第4号議案「高知県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

議案及び説明書の7ページ及び定例会説明資料の16ページをお開きください。

この議案は、平成29年度からの後期高齢者医療保険料の軽減特例の段階的廃止と、所得の少ない被保険者に対する保険料均等割の軽減対象者の拡大について、改正を行うものです。

定例会説明資料16ページの新旧対象表の方でご説明させていただきます。左が改正案で、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示しています。

保険料軽減特例については、政令本則にプラスする形で低所得者や元被扶養者に対し保険料の軽減の上乗せが行われてきましたが、世代間・世代内の公平性や増え続ける医療費を背景に医療保険制度の持続性を高めるため、国において段階的に廃止することとされました。

今回の条例改正は、その段階的廃止に伴う改正で、低所得者の所得割の軽減額を5割から2割に減額するほか、元被扶養者の均等割額の軽減額を9割から7割に減額する一方、本則による被保険者の均等割額2割軽減・5割軽減となる対象者の拡充を図るものです。

16ページの第6条は、今回、国から示されました改正参考に沿った文言の整理による改正になります。

17ページの第15条第1項第2号及び第3号は、所得の少ない方の保険料負担の軽減を図るため、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に合わせ、被保険者均等割の軽減のうち、2割軽減及び5割軽減について、対象者の拡大を図れるよう、2割軽減については、被保険者数に乗ずる48万円を49万円に、5割軽減については、被保険者数に乗ずる26万5千円を27万円に、軽減判定所得を引き上げるものです。

次の18ページからは、軽減特例の段階的廃止に伴う改正で、附則で定めており、附則第14条と第15条では、軽減特例の期間を、現行の「当分の間」から「27年度までの間」



とし、19 ページの附則第 17 条以降で、軽減割合を段階的に減少させる規定を追加する改正を行うものです。

説明については、以上でございます。

---

#### ◎第 4 号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） これにて、質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第 4 号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了します。

これより、第 4 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

第 4 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第 4 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎第 5 号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第 9、第 5 号議案、平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第5号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の9ページをお願いします。

今回の一般会計の補正予算案は、歳入・歳出それぞれ1,200万円を減額するもので、補正後の総額は、5,772万7千円となります。

18ページをお願いします。

まず歳出からご説明します。総務費、総務管理費の一般管理費ですが、12節役務費、14節使用料及び賃借料の減額につきましては、今年度行いました事務所移転に伴う仲介手数料や、事務所敷金、賃借料等が当初の見込みより不用になったことにより、役務費100万円、使用料及び賃借料1,000万円をそれぞれ減額するものです。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、総務課職員人件費の実績が、当初予算より少なくなる見込みとなったことによる、派遣職員に係る派遣元市町村への人件費負担金の減額で、100万円の減額となっています。

15ページをお願いします。

次に歳入ですが、市町村負担金の1,502万6千円の減額は、先ほどの事務所移転費用、人件費負担金の減額に加え、預金利子などのその他の収入が増額となったことから、主な財源である市町村負担金を減額するものです。

次に16ページをお願いします。

財政調整基金繰入金の241万8千円の増額は、前年度の一般会計の剰余金を基金に積み立てていたものを全額取り崩して一般会計における事務費にあて、市町村負担金の軽減を図るものです。

次に17ページをお願いします。

諸収入の連合預金利子の60万8千円の増額は、普通預金及び定期預金の利息収入が見込まれることによるものです。

以上が、平成28年度一般会計補正予算の概要です。よろしくご説明いたします。

---

### ◎第5号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 質疑がないようですので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第5号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第5号議案、平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

第5号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎第6号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第10、第6号議案、平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第6号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の19ページをお願いします。

この補正予算は、第1条のとおり、歳入・歳出それぞれ250万円を減額し1,440億9,845万3千円とするものです。

補正内容についてですが、26ページをお願いします。

まず、歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の派遣職員人件費負担金の250万円の減額は、市町村から派遣されております事業課職員15名の給与の実績見込みにより、市町村への負担金が減額となるものです。

次に27ページをお願いします。

2款の保険給付費で、2目訪問看護療養費について、在宅医療の推進等による訪問看護ステーションの増加などによる費用の増額、6目審査支払手数料についても、被保険者

の増に伴い、レセプト点検手数料の増額が見込まれるため、1 目療養給付費を 3,601 万 7 千円減額し、3,333 万 8 千円を訪問看護療養費へ、267 万 9 千円を審査支払手数料へ、増額の補正を行うもので、この補正については保険給付費の合計額としては変更はありません。

次に歳入についてご説明いたします。少し戻っていただいて 25 ページをお願いします。1 款市町村支出金、1 項市町村負担金、1 日事務費負担金につきましては、後期高齢者医療の資格管理・賦課・給付業務を行う事業課職員の人件費が、実績見込から減額となることに伴い、財源である市町村からの負担金を 250 万円減額するものです。

説明は、以上です。

---

### ◎第 6 号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 質疑がないようですので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第 6 号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 6 号議案、平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

第 6 号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第 6 号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

### ◎第 7 号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第 11、第 7 号議案、平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第7号議案、平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の29ページをお願いします。

平成29年度の一般会計の当初予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ5,678万6千円で、今年度より1,052万2千円の減額となっています。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1千万円としています。予算総額が減額となった主な理由は、平成28年度に行いました広域連合事務所移転に係る経費が不要となり、減額となったものです。

39ページをお願いします。歳出について主なものをご説明いたします。

1款、1項、1目議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、63万4千円を計上しています。

40ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、事務局の総務部門を運営する経費であり、主なものは41ページ19節負担金、補助及び交付金の事務局長及び総務課職員合わせて5名分の、派遣元である県や市町村への人件費負担金が3,500万円のほか、13節委託料が公会計制度に係る財務システム改修委託料等458万5千円、また14節使用料及び賃借料が、433万8千円、18節備品購入費が公会計ソフトウェア購入費として97万2千円となっております。

続きまして歳入、35ページをお願いします。

歳入につきましては、そのほとんどを占めている1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費をはじめとした一般管理費や議会費を賄うための市町村からの負担金で5,577万5千円を見込んでいます。市町村負担金も事務所移転経費の減により28年度より1,052万円の減となっております。

平成29年度一般会計予算の説明は、以上です。

---

◎第7号議案の質疑、討論、採決

○議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 質疑がないようですので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、第7号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。  
これより、第7号議案、平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
を採決いたします。  
第7号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めま  
す。

〔挙手全員〕

○議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。  
よって、第7号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎第8号議案の審議の宣告

○議長（竹村邦夫君） つづきまして、日程第12、第8号議案、平成29年度高知県後  
期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を審議いたします。  
書記の朗読は、省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（竹村邦夫君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（竹村邦夫君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第8号議案、平成29年度 高知県後期高齢者医療広域連合 後  
期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。  
議案及び説明書の49ページをお願いします。

歳入歳出の総額は、第1条のとおり、1,466億円でございます。

この歳入・歳出の総額は、対前年度比4.25%、59億7,700万円の増額となっております。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は30億円としています。

それでは、歳入歳出予算の内容についてご説明させていただきます。65ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。

1款総務費につきましては、医療費の保険給付を行うための、被保険者の資格管理、保険料賦課、給付などの事務的経費で、3億6,680万9千円を計上しております。

主なものとしまして、12節、役務費は、被保険者への高額療養費などの支給決定通知の通信運搬費として、1,396万2千円を、医療費通知郵送料として、2,138万8千円、また、レセプト点検に必要な、レセプトの画像処理の手数料として1,347万4千円、交通事故など第三者が原因となって発生した医療費の求償事務に要する国保連合会への手数料として1,884万8千円を計上しています。

66ページをお願いいたします。

13節、委託料は、被保険者の資格管理や保険料の賦課などの事務に使用しています電算処理システム関係の経費としてシステムの運用等委託料で、2,824万2千円を、また、電算処理システムに使用しています機器などの保守等委託料2,682万円を計上しています。

次のレセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容や被保険者資格が適正かどうかの点検や、国の特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係る該当レセプトの把握と抽出のための委託料で、4,458万5千円を計上しています。また、後発医薬品利用差額通知業務等委託料としまして、2,083万8千円を計上しており、平成28年度より通知回数を年2回から年4回に見直して、今年度も引き続き利用促進を図るものです。

67ページをお願いいたします。

19節の派遣職員人件費負担金は、事業部門の職員15名の派遣元市町村への人件費分として、9,750万円を計上しております。

また、重複・頻回受診者訪問指導業務補助金で、49万1千円を計上しておりますが、これは、市町村の職員による対象者の訪問に対して、補助金を交付するものです。

次の制度改正周知広報補助金は、1,248万7千円を計上しており、保険料軽減特例廃止・高額療養費見直しによる制度改正に関する周知の実施に必要な経費について、各市町村に補助金を交付するものです。

中間サーバー運営保険者負担金は、平成29年7月から始まりますマイナンバー情報連携に伴う中間サーバー運営に係る保険者負担金として、1,302万4千円を計上しております。

68ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払います療養給付費や、柔道整復やコルセットなどの現金給付のための療養費や、国保連合会への審査支払手数料などで、前年度と比べ57億86万5千円増となる1,387億6,104万2

千円を計上しております。

69 ページをお願いします。

2 項、1 目の高額療養費につきましては、1 ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分について支給するもので、68 億 2,223 万 4 千円を計上しております。

2 目高額介護合算療養費は、高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定の限度額を超えた部分について支給するもので、1 億 4,204 万 7 千円を計上しております。

3 項その他医療給付費のうち、1 目葬祭費は、1 件あたり 3 万円の支給をしておりまして、2 億 2,212 万円を計上しております。

70 ページをお願いします。

3 款、1 項、1 目の財政安定化基金拠出金、5,680 万 9 千円は、保険料の収納不足や、予想を上回る給付の増大による財政赤字に対応するため、高知県に設置されています基金に、国、県、広域連合が保険給付費の 0.041%をそれぞれ拠出するものです。

71 ページをお願いします。

4 款、1 項のうち、1 目の特別高額医療費共同事業拠出金 4,892 万 1 千円につきましては、1 件 400 万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施しています、全国の広域連合が共同で負担する仕組みである特別高額医療費共同事業に対する拠出金です。

72 ページをお願いします。

5 款保健事業費の 1 項、1 目、健康診査費 8,986 万 2 千円は、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施していただく経費と、国保連合会に委託して行います医療機関等への健診費用の支払事務等に要する経費と、28 年 10 月から開始しました、高知県歯科医師会に委託して行います歯科健診の実施に要する経費を計上しています。

健康診査につきましては、28 年度におきまして、受診券事前送付対象者の見直しを行い、従来の生活習慣病以外者に加え、前年度 75 歳到達者にも拡大するとともに、希望者も受診対象に加えました。今年度も継続して受診者拡大に努めてまいります。

歯科健診につきましては、咀嚼・嚥下機能などの高齢者の特性に着目した歯科健診を行うことで、被保険者の健康の保持・促進を図るものです。歯科健診の自己負担は無料として、歯科医師会と契約し、県内の歯科医院に協力を呼び掛けていただき、実施しています。

2 目健康増進事業費 3,013 万円は、市町村が行います健康教室や、人間ドック、はり、きゅうマッサージ施術助成など被保険者の健康増進に対する事業に対する長寿、健康増進事業費補助金として 2,500 万円の計上と、高齢者の低栄養、重症化予防の事業に対する後期高齢者医療制度事業費補助金として 513 万円を計上し、各市町村で実施する被保険者の健康づくり事業を進めていくこととしております。

次に歳入について、主なもののご説明をさせていただきます。

議案及び説明書を戻っていただいて 57 ページをお願いします。

1 款市町村支出金のうち、1 項、1 目の事務費負担金 3 億 4,860 万 8 千円は、特別会計で支出しています、人件費などの事務費を賄うための、市町村からの負担金です。



2目、保険料負担金 107 億 1,008 万 1 千円のうち、保険料負担金 75 億 6,667 万円は、市町村が徴収いたしました保険料を、広域連合へ納付するものです。

基盤安定負担金の 31 億 4,341 万 1 千円は、所得の低い方の保険料の軽減分として、市町村が県負担金と合わせまして広域連合へ納付するものです。

3 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割負担の方の保険給付費について、市町村が負担する 12 分の 1 の、117 億 6,902 万 7 千円を計上しています。

58 ページをお願いします。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金のうち、1 目療養給付費負担金 353 億 708 万 2 千円は、対象給付費に対し、国が負担する 12 分の 3 を計上しております。

2 目、高額医療費負担金は、レセプト 1 件あたり 80 万円を超える医療費について、その 4 分の 1 ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分としまして、6 億 546 万 1 千円を計上しております。

次に、2 項国庫補助金、1 目調整交付金のうち、広域連合間の所得格差による保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、133 億 2,322 万 4 千円計上しております。

また、特別調整交付金につきまして、結核・精神関係の給付費が、保険給付費に占める比率が高い場合などに交付されることとなっており、8 億 2,606 万 9 千円を計上しております。

5 目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 7 億 8,654 万 5 千円は、制度の円滑な運営のための保険料軽減対策の財源として国から交付されるものですが、29 年度から実施される軽減特例の段階的な廃止の影響を受けまして、29 年度は 1 億 7,112 万 6 千円減額の予算計上となっております。

59 ページをお願いします。

3 款県支出金、1 項県負担金、1 目療養給付費負担金は、対象給付費の 12 分の 1 の 117 億 6,902 万 7 千円を、また、2 目高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の 6 億 546 万 1 千円を計上しております。

60 ページをお願いします。

4 款、1 項支払基金交付金の、1 目後期高齢者交付金の 588 億 3,423 万円は、国保などの医療保険者が拠出いたしました後期高齢者支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付を受けるものです。

61 ページをお願いします。

5 款特別高額医療費共同事業交付金の 2,874 万円は、レセプト 1 件あたり 400 万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものです。

62 ページをお願いします。

6 款基金繰入金、1 目、事業運営基金繰入金 13 億 5,536 万 2 千円につきましては、第 5 期保険料率の引き上げを抑えるための財源として、基金から繰り入れるものです。

64 ページをお願いします。

8 款諸収入、3 項雑入、1 目第三者納付金の 2 億 1,814 万 7 千円は、交通事故など第三者による怪我の治療などに要した医療費について損害賠償請求権に係る納付金を計上し

ています。

以上で、平成 29 年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

---

◎第 8 号議案の質疑、討論、採決

- 議長（竹村邦夫君） それでは、これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（竹村邦夫君） 質疑がないようですので、これにて質疑は終了いたします。

- 議長（竹村邦夫君） つづきまして、第 8 号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（竹村邦夫君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 8 号議案、平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

第 8 号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（竹村邦夫君） 挙手全員であります。

よって、第 8 号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

◎広域連合長の閉会挨拶

- 議長（竹村邦夫君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

- 議長（竹村邦夫君） 岡崎広域連合長。

- 広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、年度末を控えご多用のところを、お集まりいただき、ご審議を賜りまして、ご決定いただきありがとうございました。

後期高齢者医療制度につきましては、今後増え続ける医療費に対しまして、引き続き医療費適正化に取り組み、保健事業の充実を図るため、関係市町村との連携を密にしながら事業運営を進めていくことが重要になっております。

高齢者の方々ができる限り健康で過ごされ、引き続き適切な医療が受けられ、安心して生活ができる制度の充実に向けて、国等の関係機関の動向を注視してまいりますので、議員の皆様方の今後とものご支援をお願い申し上げます。

また、この場をお借りしまして、当広域連合の副広域連合長としてご尽力いただき、多大なるご指導をいただきました、大豊町長 岩崎 憲郎 様に心から感謝を申し上げます。

寒さもゆるんでまいりましたが、季節の変わり目でございますので、皆様におかれましては、健康にご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（竹村邦夫君） これをもちまして、平成 29 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 25 回定例会を閉会いたします。議会運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後 2 時 55 分 閉会

# 資 料



28 高後広第 824 号  
平成 29 年 2 月 10 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 竹村 邦夫 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

### 議案の送付について

平成29年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第25回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

### 記

- 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第4号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第6号議案 平成28年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第7号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第8号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 29 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会  
第 25 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	同 意
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 4 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 5 号議案	平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 6 号議案	平成 28 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第 7 号議案	平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第 8 号議案	平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定  
により署名する。

議 長

議 員

議 員



